

令和2年度 山梨県環境保全審議会廃棄物部会（第3回）

日 時 令和3年1月15日（金）
10:00～12:00（予定）
場 所 山梨県庁防災新館 303会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 廃棄物部会長あいさつ

4 議 事

第4次山梨県廃棄物総合計画（素案）について 【資料1】【資料2】【資料3】

5 連絡事項

今後のスケジュールについて 【資料4】

6 閉 会

第 2 回廃棄物部会における意見への対応等について

| NO | 項目 | 委員の皆様の意見 | 計画見直しへの対応方針 |
|----|-----------------------------------|--|---|
| 1 | 基本方針について | <p>1-1、国の策定する第 5 次環境基本計画などの各計画のなかで「地域循環」という考えが強調されてきていると感じます。《基本方針》の 1 文に「地域循環」という文言を入れてはいかがでしょうか。国の政策との整合を図りやすいと思います。（藤波委員）</p> <p>1-2 「1 計画の基本計画の考え方」の部分に再使用、再生利用、熱回収と文言があるが、「排出抑制、再使用、再生利用、熱回収、処分」という文言をすべて入れるか、「等」でくくるかすると良いと思います。（藤波委員）</p> <p>1-3 第 4 次循環型社会推進基本計画では、数値目標を出しているのだから、入れるべきか入れないか、議論はあるかと思いますが、県計画にも国の数値を掲載し比較してみてもどうでしょうか。（藤波委員）</p> <p>1-4 Society5.0 の説明が少し足りないと思います。より詳しく記載した方が良いと思います。（藤波委員）</p> <p>1-5 参考意見として、《基本方針》の 1 文に記載の 3R という部分ですが、3R が「リデュース・リユース・リサイクル」であることが分かるような記載をすると良いと思います。（島崎委員）</p> <p>1-6 強化策に記載されている「プラスチックごみの一括回収」ですが、国の方針という点もありますが、まだその方向性が明確でなく、分別回収の体制が構築されている現状を考慮すると、本計画で記載するには時期尚早という感じがします。（東原委員）</p> | <p>1-1 国は第 5 次環境基本計画において、「地域循環共生圏の創造」を定め、地域の特性や循環資源の性質に応じて最適な規模の循環の形成を目指しています。ここでの「地域」の範囲は集落・街区レベル、市町村レベル、都道府県レベルなど様々な階層の圏域を示すことから、計画を読まれた方が誤解する恐れがあります。このため、「地域循環」については、<u>基本方針には明記せず、本県の実情に沿った地域の範囲を明確にした上で、個別に施策の展開を検討いたします。</u> ※P39 へ記載。</p> <p>1-2 「<u>排出抑制</u>」についてはその 1 文の前段に、「<u>処分</u>」についてはその後段に、という構成で一連の流れを記載し国の基本方針との整合を図ります。 ※P21 前段に記載。</p> <p>1-3 排出量、再生利用率、最終処分量について、一般廃棄物・産業廃棄物ともに第 4 次循環型社会推進基本計画で記載されている数値目標を記載し、<u>全国との比較を図ります。</u> ※P24～P32 に記載</p> <p>1-4 計画の資料編 P88 へ詳細に記載しました。</p> <p>1-5 令和元年環境白書（環境省）のアンケート結果において 3R の認知度が 3 割程度と芳しくなかったことから、基本方針の 3R 部分に（ ）で記載しました。 ※P21 基本方針中に記載</p> <p>1-6 一括回収については、法律が整備された際には対応が必要となると思いますが、現時点ではご意見のとおり不明確な点がありますので、「一括回収」という文言を削除します。</p> |
| 2 | 《一般廃棄物》 家庭系ごみの排出抑制等にかかる強化策について | <p>2-1 家庭ごみのなかで、大きな比重を占める「生ごみ」の発生抑制にかかる強化策が必要と思われます。具体的には、塩分が多い食物残渣以外の生ごみの堆肥化運動などがあげられます。堆肥化にかかる先進事例の紹介など、県が主導し各市町村へ普及する仕組みがあると良いと思います。（永井委員）</p> <p>2-2 容器包装リサイクル法にかかるプラスチック回収体制に市町村ごとにばらつきがある。県が市町村へ指導してはどうでしょうか。（永井委員）</p> <p>2-3 暮らしの中で家庭ごみ削減の意識が定着するような仕組み作りがあると良いと思います。例えば、アプリなどによるポイント制の形で目に見えてごみ削減を、若い方々も実感できるような仕組みです。（梅原委員）</p> <p>2-4 市町村ごとにリサイクルステーションの運営に温度差があります。ごみを出しやすい仕組みづくりをしている市町村の事例を積極的に紹介すると良いと思います。（岸委員）</p> | <p>2-1 「生ごみ」の発生抑制については、家庭における取組が重要と考えます。堆肥化にかかる先進事例の紹介など、<u>県と市町村が一体となった取組をより強化に進め、環境教育の促進に努めてまいります。</u> ※P22, P42 へ記載</p> <p>2-2 県が主導し国の最新動向やプラスチック回収体制にかかる優良事例を市町村へ紹介する中、各市町村の実情を踏まえた最適な回収体制を促進してまいります。 ※p22, 42 へ記載</p> <p>2-3 これまで環境教育の一環として、冊子等により啓発してまいりましたが、<u>今後は各世代へ効果的に伝わるよう、スマホアプリ等を活用した環境教育を検討します。</u> また、住民レベルでの再生利用を「楽しく」「お得に」実行できるような、<u>アイデアの募集を施策として検討してまいります。</u> ※P26, 27 へ記載</p> <p>2-4 <u>リサイクルステーションにかかる優良事例の紹介する中、その普及充実に努めます。</u> ※P27 へ記載</p> |
| 3 | 《産業廃棄物》 | 特になし | |
| 4 | 《不法投棄対策》 | 特になし | |
| 5 | 素案の記載方法について | <p>5-1 複数回出てくる言葉の送り仮名や大文字小文字などを統一すると、より読みやすい素案になると思います。（伊藤委員）</p> <p>5-2 全体的なレイアウトとして、一般的でない言葉や数値の説明が必要な部分には注釈をつけて解説するとよいと思います。（藤波委員）</p> | <p>5-1 文字形式やレイアウトにおいて統一感に配慮し、解説が必要と思われる文言については、素案の下段へ注釈欄を作成するなどより読みやすい素案を作成します。</p> <p>5-2 同上</p> |

第1章 基本的事項

- (1) 策定の趣旨
 ・廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成28年3月に策定した「第3次山梨県廃棄物総合計画（平成28年度～令和2年度）」に引き続き、国の基本方針等を踏まえて「第4次山梨県廃棄物総合計画」を策定する。
- (2) 計画の位置付け及び計画期間
 ・廃棄物処理法第5条の5に規定する「廃棄物処理計画」 ・山梨県生活環境の保全に関する条例第61条に規定する「廃棄物総合計画」 ・計画期間：5年間（R3～R7）

第2章 廃棄物処理の現状と課題

1. 一般廃棄物

- (1) 総排出量
 指定ごみ袋制度の導入やマイバッグの利用促進などの取り組みにより削減に努めたが想定よりも削減が進まず目標の達成が困難な状況であり、更なる県民意識の醸成に向けた取り組みが必要である。
- (2) 再生利用率
 平成30年度に新たなごみ処理施設による焼却灰の再資源化（溶融スラグ）が本格化し、再生利用率は向上したが、家庭からの資源ごみの分別収集状況は芳しくなく目標の達成が困難である。資源ごみの分別にかかる更なる県民意識の醸成を促す必要がある。
- (3) 最終処分量
 広域化に伴う新たなごみ処理施設の稼働に伴い、焼却灰の再資源化が本格化し目標を達成するペースで推移した。

| 一般廃棄物の状況 | H25実績 | H30実績 | R2目標 |
|-----------|-------|-------|------|
| 総排出量(千t) | 310 | 299 | 277 |
| 再生利用率(%) | 16.6 | 17.0 | 23.0 |
| 最終処分量(千t) | 31 | 19 | 23 |

2. 産業廃棄物

- (1) 総排出量
 排出量は経済状況等の社会情勢の影響を受け、主に建設業の減少が要因となり目標を達成するペースで推移している。引き続き発生抑制に向けて取り組む必要がある。
- (2) 再生利用率
 砂利採取業の再生利用の取り組みが進み、目標を達成するペースで推移している。引き続き再生利用等に関する取り組みを継続することが必要である。
- (3) 最終処分量
 再生利用の向上に伴い、最終処分量が大幅に減少し目標を達成するペースで推移している。
3. 不法投棄対策
 平成27年頃をピークに近年減少傾向にあるが依然として根絶には至らない状況。今後も警察や市町村など関係機関と連携し監視パトロール等を積極的に進め、監視を強めていく必要がある。

| 産業廃棄物の状況 | H25実績 | H30実績 | R2目標 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 総排出量(千t) | 1,824 | 1,698 | 1,842 |
| 再生利用率(%) | 55 | 61 | 56 |
| 最終処分量(千t) | 154 | 21 | 153 |

4. 新たな課題等への対応

- 食品ロス削減推進法の施行に伴い、2030年度までに食品ロス量を半減（2000年度比）
- 国のプラスチック資源循環戦略に基づく、ワンウェイプラスチックの排出抑制、使用済みプラスチックの100%リユース・リサイクル、代替資源の導入 等

<3Rの強化+Renewableの推進>

第3章 計画の基本方針

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の強化に加え、Renewable（リニューアブル※）を推進することにより、環境への負荷を低減した循環型社会の形成を推進していきます。

〔※リニューアブル（再生可能資源への代替）：使い捨てプラスチック製品から代替素材への転換、プラスチック使用の削減等〕

第5章 各主体の役割 ～県民・事業者・行政が相互に連携し各種対策に取り組めます。～

県民

循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動するとともに、「物を大切にす文化」のもとで、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革が求められます。

事業者

商品の開発・生産・廃棄の過程において廃棄物の発生抑制や循環的利用を推進するための取り組みに努めるとともに、法令を遵守した適正処理が求められます。

市町村

区域内の一般廃棄物について、住民や事業者に対する普及啓発等を通じて発生抑制や循環的利用を促進するとともに、非常災害時の処理体制を整備します。

県

県民意識の醸成、一般廃棄物の処理に係る市町村への技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の発生抑制、処分等の適正処理を推進します。

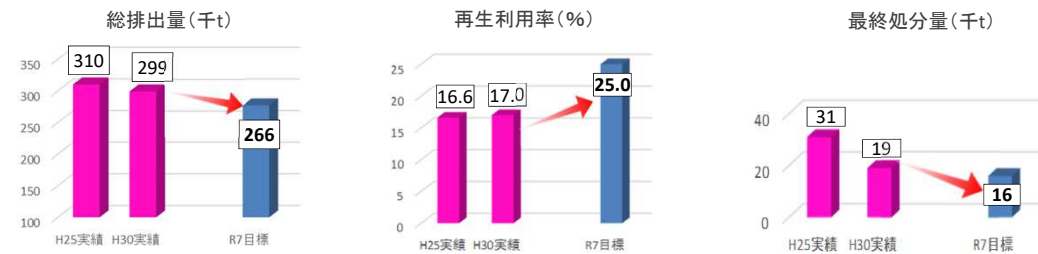
第4章 計画の目標

1. 一般廃棄物

これまでの取り組みを継続するとともに、次に示す対策に重点的に取り組むこととする。また、3Rに対する県民意識の更なる醸成を図り、環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を求めていく。

目標値については、国が示した数値を参考に設定する。

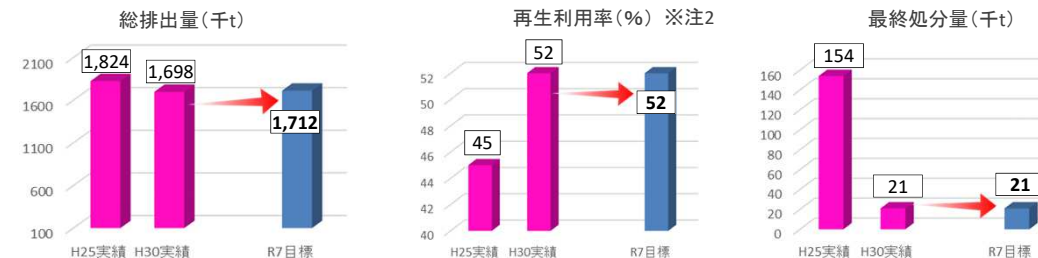
- ✓食品ロス削減やプラスチック代替素材の利用促進等の新たな方向性を踏まえ、家庭ごみで大きな比重を占める生ごみとプラスチックごみを削減する。
- ✓高齢化の進展に伴う集団回収等の活動低下など資源物回収に伴う環境変化に対応した取り組みや、ごみ処理広域化計画の着実な推進により再生利用率を向上させる。



平成30年に対し、**△11.0%**削減（国の目標△11.0%と同等の水準）
 平成30年に対し、**+8.0ポイント**向上（国の目標+8.1ポイント※注1と同等の伸び率）
 平成30年に対し、**△16.7%**削減（国の目標△16.7%と同等の水準）
 ※注1 H30:19.9%→R7:28%

2. 産業廃棄物

引き続き、排出事業者処理業者に対し、排出抑制等に関する普及啓発を行い優良事業者の支援・育成を図る。目標値については、産業廃棄物の動向は経済状況等に左右されやすいことから、各産業の活動量指数の伸び率の見込み等に基づいた推計値とする。



平成30年に対し、**約1%以内**に抑制（国の目標+1.6%以内を上回る水準）
 平成30年の水準を**維持**（国の目標38%を上回る水準）
 平成30年の水準を**維持**（国の目標±0%と同等の水準）

※注2 国が新たに示した再生利用率の計算方法で算定。今回の計算方法で再計算すると、これまでの再生利用率と比べ低い数値となる。

第4次山梨県廃棄物総合計画(素案)の概要

第6章 廃棄物の発生抑制等のための県の取り組み

○一般廃棄物

循環型社会の形成に向け、県民への啓発による取り組みを促進するとともに、廃棄物の発生抑制・再生利用など一般廃棄物処理における3Rの推進や情報提供等に取り組む市町村を支援していきます。また、県の災害廃棄物処理計画を適宜見直し、あらゆる種類の災害に対応できる廃棄物処理体制を整備します。

○産業廃棄物

排出事業者や廃棄物処理業者に対し、発生抑制等の取り組みや適正処理を促すため、普及啓発や指導を行うとともに、優良な事業者を支援していきます。

○不法投棄防止対策

県民の協力による不法投棄の監視体制の強化や関係機関と連携した未然防止対策を推進するとともに、近隣都県などと連携した取り組みを実施していきます。

第7章 廃棄物の発生抑制のための県施策

| 対象 | 目的 | 施策項目 |
|--------|--------------|--|
| ○一般廃棄物 | (1) 発生抑制の推進 | ①生活系ごみの発生抑制の取り組み支援 a やまなしスクールチョイス県民運動の推進 b 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援 c ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援 d プラスチックスマート推進事業 e 食品ロス削減の推進及び強化事業 ②環境教育・環境学習の推進 a 環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー) b エネルギー教育の推進 ③事業系ごみの発生抑制の取り組み支援 a 事業系一般廃棄物の減量化の推進 b 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援 c 中小企業基盤整備事業(専門家派遣事業) d 環境対策技術研究開発の支援 ④循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進 a やまなしスクールチョイス県民運動の推進(再掲) b やまなしエネルギー環境マネジメントシステムの推進(再掲) c グリーン購入の推進 |
| | (2) 循環的利用の推進 | ①一般廃棄物の循環的利用の取り組み推進 a 容器包装廃棄物の分別収集の促進 b 特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの促進 c ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援(再掲) d 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲) e 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲) f 環境に配慮した農業の推進 g 使用済小型電子機器廃棄物のリサイクルの促進 h 使用済自動車の適正な再資源化の推進 i プラスチックスマート推進事業(再掲) ②環境教育・環境学習の推進(再掲) a 環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)(再掲) b エネルギー教育の推進(再掲) c プラスチックスマート推進事業(再掲) ③循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進 a やまなしスクールチョイス県民運動の推進(再掲) b やまなしエネルギー環境マネジメントシステムの推進 c グリーン購入の推進 |
| | (3) 適正処理の推進 | ①一般廃棄物の適正処理の取り組み支援 a 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲) b 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言 c 一般廃棄物処理計画の見直しの促進 d 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進 e 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲) f 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施 g 災害時の石綿飛散防止対策に係る体制整備 ②し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進 a 生活排水対策の推進 b 浄化槽対策の促進 c 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言(再掲) ③広域的な一般廃棄物最終処分場の運営 a 広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けた支援 |
| | (4) 災害廃棄物対策 | ①災害廃棄物の適正かつ円滑な処理 a 山梨県災害廃棄物処理計画に基づく対応力の充実・強化 b 市町村の災害廃棄物処理対策に対する支援・助言 c 大規模災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携 d 大規模災害時の連絡・調整等 |

| 対象 | 目的 | 施策項目 |
|---------|---------------------|---|
| ○産業廃棄物 | (1) 発生抑制の推進 | ①事業者による発生抑制の取り組みの促進 a 多量排出事業者の廃棄物の排出抑制・再生利用に係る取り組みの促進 b 中小企業基盤整備事業(専門家派遣事業)(再掲) c 環境対策技術研究開発の支援(再掲) d 建設副産物の有効利用の促進 e プラスチックスマート推進事業(再掲) |
| | (2) 循環的利用の推進 | ①産業廃棄物の循環的利用の取り組み支援 a 建設副産物の有効利用の促進(再掲) b 環境に配慮した農業の推進(再掲) c 家畜排せつ物の適正管理・利用の促進 d 食品残さの有効利用の促進(やまなしエコフィード利用促進事業) e 使用済自動車の適正な再資源化の推進(再掲) f プラスチックスマート推進事業(再掲) |
| | (3) 適正処理の推進 | ①産業廃棄物の適正処理の推進 a 産業廃棄物の適正処理等に係る意識向上の推進 b 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施(再掲) c 産業廃棄物の処理に係る検査・監視・指導の実施 d 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施(再掲) e 優良産業廃棄物処理業者認定制度の活用 f 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度の活用 ②事業者による適正処理や施設整備の促進 a PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の促進 b 農業用廃プラスチック類の適正処理の推進 c 山梨県商工業振興資金(環境対策融資) d 太陽光発電設備の適正処理等の推進 e プラスチックスマート推進事業(再掲) ③公共関係による廃棄物最終処分場の維持管理 a 公共関係による産業廃棄物最終処分場の維持管理 |
| | (4) 産業廃棄物適正処理推進ビジョン | ①産業廃棄物の適正処理の推進 a 産業廃棄物適正処理推進ビジョンの推進 |
| ○不法投棄対策 | (1) 不法投棄防止対策の推進 | ①不法投棄未然防止対策の推進 a 不法投棄監視体制の構築・強化 b 不法投棄対策の広域連携 c 不法投棄未然防止事業への支援 d 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進 e ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援(再掲) f プラスチックスマート推進事業(再掲) |
| | (2) 不法投棄事案への対応 | ①行為者等の特定及び厳正な対処 a 産業廃棄物不適正処理機動調査員(産廃メン)の育成・設置 b 不法投棄廃棄物の撤去・適正処理 c 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進(再掲) |

第8章 計画の推進

計画の評価と進行管理

(1) 計画の評価

目標の達成状況や施策の実施状況等について、毎年度「環境保全審議会」へ報告し、計画を評価。

(2) 計画の進行管理

PDCAサイクルの考え方に基づき、P(Plan:計画)、D(Do:実施)、C(Check:点検・評価)、A(Act:見直し・改善)という継続的な改善を可能とするマネジメントの仕組みに沿って実施。

第1章 計画の基本的事項

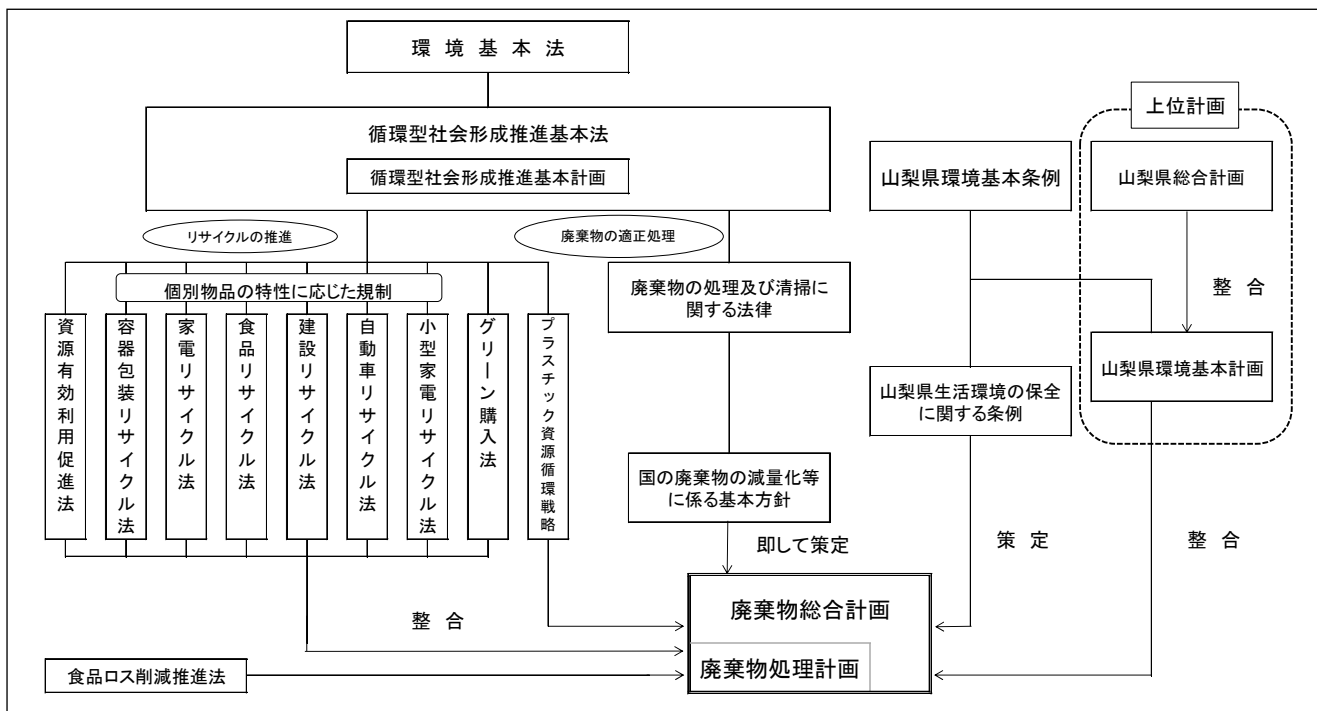
1 趣旨

県では平成17年に廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理について盛り込んだ「山梨県生活環境の保全に関する条例」を制定し、これを踏まえ循環型社会の形成に向けて、廃棄物等の発生抑制、循環的利用等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18年2月に「山梨県廃棄物総合計画」、平成23年8月に「第2次山梨県廃棄物総合計画」、平成28年3月に「第3次山梨県廃棄物総合計画」を策定しました。

本計画は、2040年までに本県が目指すべき姿である「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現を図るため、引き続き、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に定める国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)を踏まえて、新たに策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は廃棄物処理法第5条の2に定める「国の基本方針」に即して、同法第5条の5の規定に基づき定める法定計画であるとともに、山梨県生活環境の保全に関する条例第61条に基づく計画となります。



3 計画期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、計画の内容については、今後、社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正があった場合、これらに対応するため必要に応じて見直しを行うものとします。

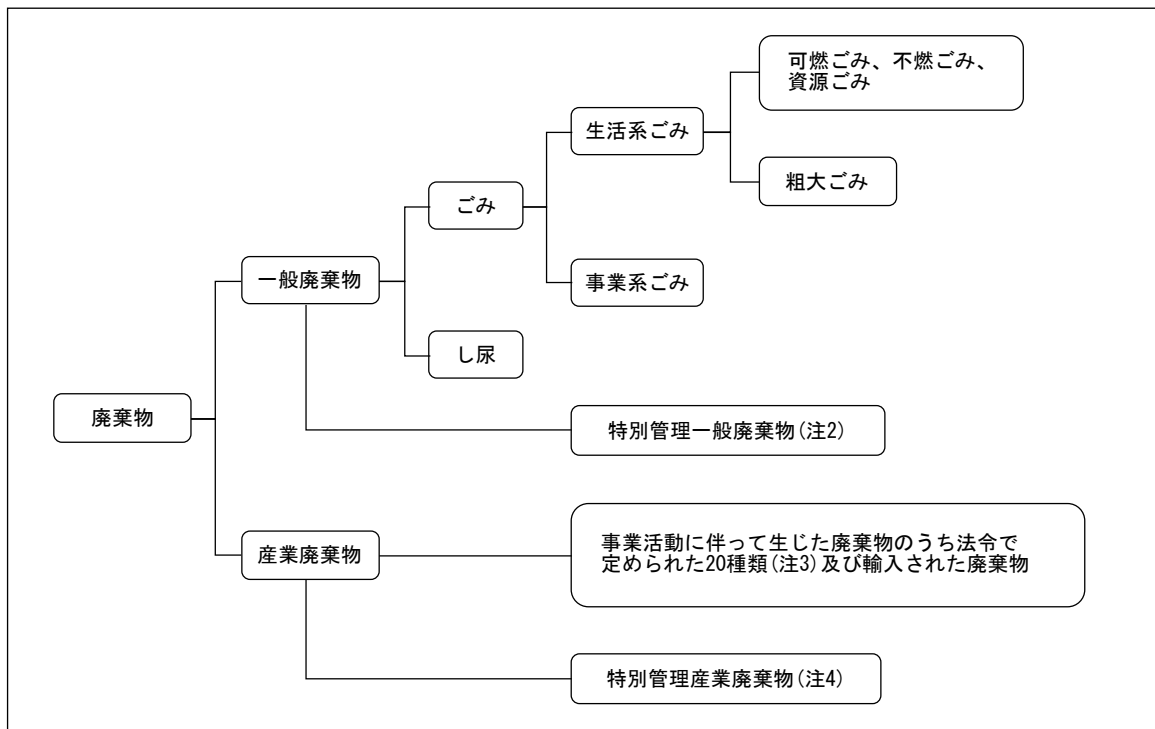
4 計画の対象

この計画の対象は、山梨県生活環境の保全に関する条例第59条に定める廃棄物等とし、具体的には次に掲げるものをいいます。

(1) 廃棄物

廃棄物処理法第2条第1項に規定するごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)

(2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(注1)



(注1) 一度使用された物品：空き缶、古新聞等の使用済み製品

使用されずに収集若しくは廃棄された物品：廃棄物ではないが、収集又は廃棄という客観的行為の対象となったもの
人の活動に伴い副次的に得られた物品：工場から発生する副産物、清掃を行って集められたじん芥など

(注2) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある一般廃棄物

(注3) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉢さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん並びにこれら19種類の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの

(注4) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある産業廃棄物

5 国の動向

(循環型社会の形成)

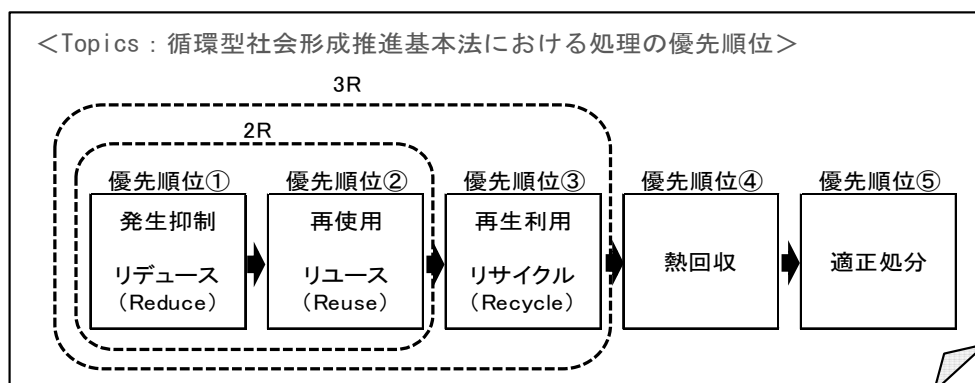
- ・平成 12 年に循環型社会形成推進基本法(以下「循環基本法」という。)が制定され 20 年が経過し、その間各種法体系の整備や 3R の推進等により、循環型社会に向けた取り組みが進められています。
- ・このような中、平成 30 年 6 月、循環基本法に基づく第 4 次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、同計画では「持続可能な社会づくりとの統合的な取り組み」を始め、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」や「適正処理の推進と環境再生」、「災害廃棄物処理体制の構築」など、7 つの柱ごとに将来像、取り組み、指標が示されました。

(リサイクルの推進)

- ・リサイクルの推進に関しては、資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)をはじめとした各種リサイクル法が制定され、個別物品の特性に応じた取り組みや規制が行われてきました。また、令和元年 5 月、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、同年 12 月に容器包装リサイクル法の関係省令が改正され、令和 2 年 7 月から全国一律でプラスチック製買物袋(レジ袋)が有料化されました。
- ・食品ロスの削減に関しては、令和元年 10 月には食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、令和 2 年 3 月に示された基本方針では、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスを 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量の半減を目指すこととしています。こうした各種リサイクル法の整備や見直しにより循環型社会の形成に向けた取り組みが進められています。

(廃棄物の適正処理)

- ・廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法の数次にわたる改正が行われ、近年の大きな改正では平成 29 年 6 月に廃棄物の不適正処理への対応の強化、有害使用済機器の適正な保管等の義務付け、親子会社間における自ら処理できる範囲の拡大、水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策等を行うことを内容とする改正が行われました。
- ・なお、廃棄物処理法に基づき定められている「国の基本方針」については、平成 28 年 1 月に示されており、令和 2 年 3 月には環境省から 2025 年度(令和 7 年度)の参考となる数値目標が示されています。



6 県の動向

(ごみ処理体制の整備に関する取り組み)

- ・ 県では、市町村等における安定的なごみ処理体制を確保するため、平成 11 年、20 年に続き、平成 30 年に「ごみ処理広域化計画」を策定し、県内を 3 つのブロックに区分し、一般廃棄物処理施設の集約化を促進してきました。
- ・ 甲府市と峡東 3 市で構成する甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合は、笛吹市境川町にごみ処理施設(甲府・峡東クリーンセンター)を整備し、平成 29 年 4 月から稼働しています。
- ・ 峡北・中巨摩・峡南の 5 市 6 町は、令和 2 年 2 月に山梨西部広域環境組合を設立し、中央市浅利地区にごみ処理施設の整備を進めており、富士北麓・東部の 12 市町村は、令和 2 年 10 月にごみ処理施設の候補地を決定し、事業主体となる一部事務組合の設立に向けて準備を進めています。
- ・ また、ごみ処理施設から排出される焼却灰等の処理については、山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり、笛吹市境川町に一般廃棄物最終処分場(かいのくにエコパーク)を整備し、平成 30 年 12 月から操業を開始しています。

(一般廃棄物処理に関する取り組み)

- ・ 一般廃棄物に関しては、「やまなしクールチョイス県民運動(エコライフ県民運動: H22～R1.6)」や市町村・環境保全団体等の取り組みを支援する「ごみ減量化リサイクル推進事業」、県と共同で実施する市町村・一部事務組合のごみ処理施設での「事業系ごみの搬入検査」等により、市町村や事業者のごみの削減やリサイクルの取り組みを支援しています。
- ・ レジ袋の削減を推進するため、平成 19 年に設立した山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会では、事業者や消費者団体、県、市町村等との間でレジ袋無料配布の中止等を盛り込んだ協定を締結し、これまでに 28 事業者 1 組合 314 店舗においてノーレジ袋事業推進の取り組みが進められました。(令和 2 年 7 月からレジ袋有料化が法制化されたことから、令和 2 年 6 月末に協議会は解散し、協定も廃止となりました。)
- ・ また、流域圏によるプラスチックごみ等の発生抑制に係る基本方針等を示した「プラスチックごみ等発生抑制計画」を令和 2 年 3 月に策定し、発生抑制対策に関する施策に取り組んでいます。

(産業廃棄物処理に関する取り組み)

- ・ 産業廃棄物に関しては、排出事業者・処理事業者を対象とした研修や県民の日でのイベント等を通じて廃棄物の適正処理のための啓発等を行うとともに、砂利洗浄汚泥を築堤の盛土材等の原料として再生利用するにあたり個別指定を行うなど、廃棄物の排出抑制、再生利用の拡大に努めています。
- ・ また、産業廃棄物は最終処分のほとんどを県外に依存するといった本県の状況を踏まえ、本県における産業廃棄物に関する施策の中長期的な方向性を明らかにする「山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョン」を平成 29 年 3 月に策定し、現在、排出抑制に向けて特に優れた取り組みを行った事業者を表彰する「チャレンジ産廃 3R 促進事業」や、地域貢献や環境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を評価する本県独自の格付け制度など

各種施策を実施しています。

- ・ さらに、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の確実かつ早期の適正処理を推進するため、国では関係法令の改正や「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の改訂を逐次行っており、本県ではその改訂を踏まえて「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(県計画)」の見直しを行い、最近では令和2年2月に改訂しました。
- ・ また、高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサー等の処分期限が令和4年3月末に迫るなど、今後、各種PCB廃棄物の処分期限が順次到来することから、処分期限までに処分を完了しない者に対して改善命令等を行うなど、全てのPCB廃棄物等の期間内処理に向け取り組むこととしています。

(不法投棄防止対策に関する取り組み)

- ・ 不法投棄防止対策に関しては、市町村や警察など関係機関と連携した、不法投棄防止県下一斉合同パトロールや、山梨・静岡・神奈川県合同富士箱根伊豆地域不法投棄防止一斉パトロール、また、36県市で構成する産業廃棄物広域連絡協議会(産廃スクラム36)の会員同士の連携による、路上調査等を継続して実施するなど、産業廃棄物の不適正処理の防止に努めています。
- ・ また、県民が日常生活の中でボランティアとして不法投棄の通報等を行う不法投棄監視協力員制度を設け、現在、約900人が協力員として登録されています。さらに事業者団体等との情報提供協定を拡充するなどして、県民総監視体制の推進を図っています。

第2章 廃棄物処理の現状と課題

1-1 一般廃棄物（ごみ）の現状と課題

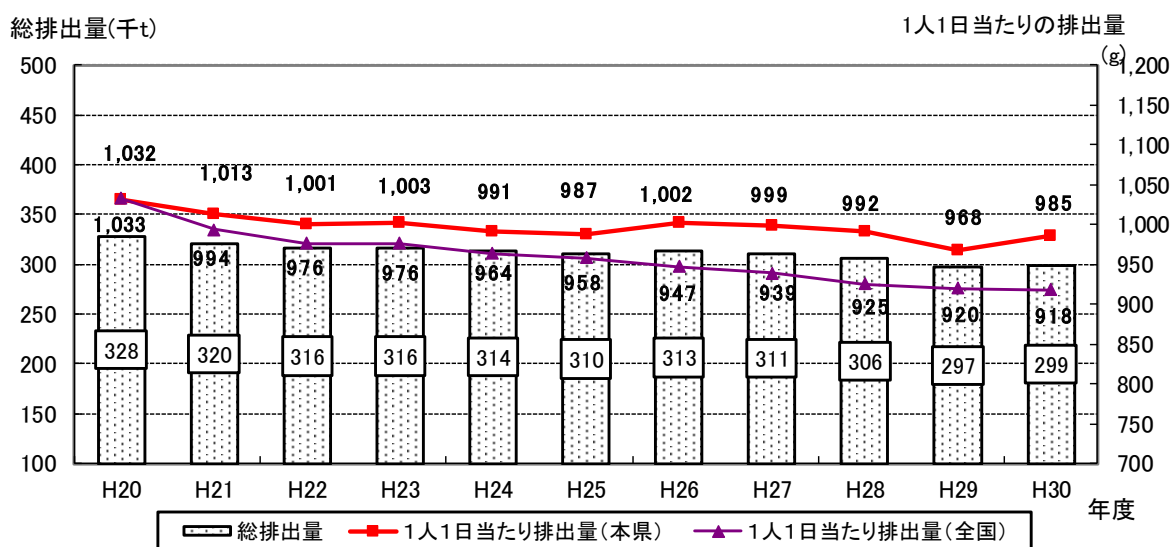
(1) 現状

① 総排出量等

本県における総排出量は、平成20年度以降は緩やかに減少し、平成30年度は約299千トンとなっており、平成25年度の約310千トンに対し3.6%減少しています(以下「約」は省略)。また、県民1人1日当たりの排出量については、ほぼ横ばいで推移しています。

平成25年度から平成30年度までの県民1人1日当たりの排出量は、全国平均4.2%の減少となっていますが、本県では0.2%の減少にとどまったため、平成30年度は985gと全国平均の918gを大きく上回っています。

総排出量と県民1人1日当たりの排出量の推移



総排出量・1人1日当たりの排出量・1人1日当たりの家庭から排出するごみの量の推移

| | 総人口 (人) | 総排出量 (t)※注5 | 1人1日当たりの排出量 (g/日)※注6 | | 1人1日当たりの家庭から 排出するごみの量 (g/日)※注7 | |
|--------|------------|----------------|-------------------------|-------|--------------------------------------|-----|
| | | | 本県 | 全国 | 本県 | 全国 |
| 平成20年度 | 870,323 | 327,834 | 1,032 | 1,033 | 623 | 569 |
| 平成21年度 | 866,516 | 320,496 | 1,013 | 994 | 604 | 550 |
| 平成22年度 | 864,389 | 315,915 | 1,001 | 976 | 597 | 540 |
| 平成23年度 | 861,183 | 316,295 | 1,003 | 976 | 598 | 540 |
| 平成24年度 | 868,215 | 314,192 | 991 | 964 | 587 | 533 |
| 平成25年度 | 862,122 | 310,438 | 987 | 958 | 589 | 527 |
| 平成26年度 | 855,745 | 313,058 | 1,002 | 947 | 600 | 521 |
| 平成27年度 | 850,764 | 311,110 | 999 | 939 | 602 | 516 |
| 平成28年度 | 846,019 | 306,318 | 992 | 925 | 599 | 507 |
| 平成29年度 | 839,468 | 296,717 | 968 | 920 | 580 | 505 |
| 平成30年度 | 832,051 | 299,168 | 985 | 918 | 590 | 505 |

(注5) 総排出量
収集運搬量+直接搬入量+集団回収量

(注6) 1人1日当たりの排出量
総排出量/総人口(人)/年間日数
全国の数値については「日本の廃棄物処理」(環境省)から引用

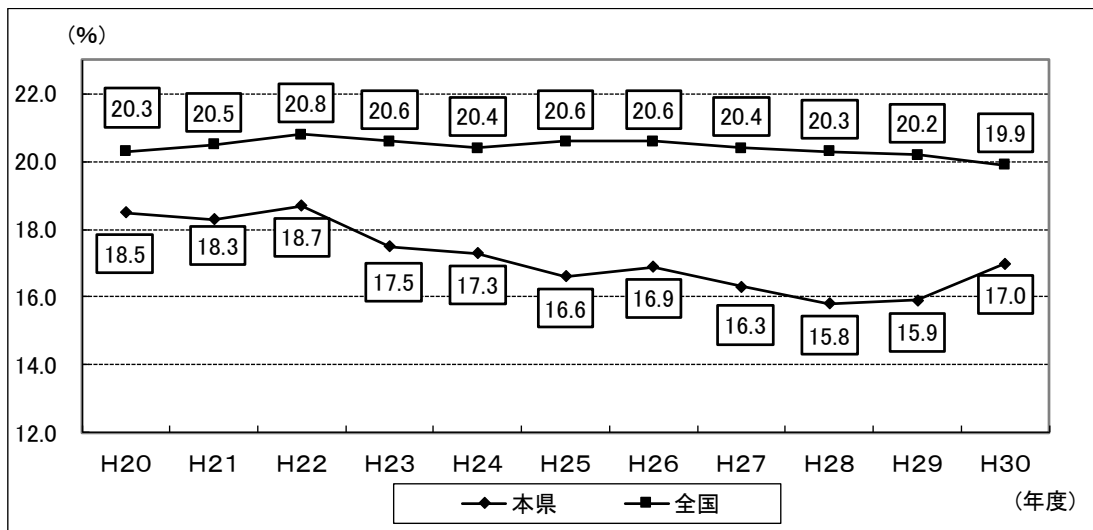
(注7) 1人1日当たりの家庭から排出する排出量
(ごみ排出量-事業系ごみ排出量-集団回収量-生活系資源ごみ排出量)/
総人口/年日数
ごみの減量化に加え分別収集への取り組みを評価するため、生活系資源ごみ排出量を控除

②再生利用率

総排出量のうち再生利用された量の割合である再生利用率(注8)については、平成30年度は17.0%であり、平成25年度の16.6%に対し0.4ポイント増加しています。また、平成30年度は前年と比較して1.1ポイント増加していますが、この要因は甲府・峡東クリーンセンターで焼却灰を溶融スラグ化(注9)し、資源として利用する取り組みが本格化したことによるものです。

しかしながら、生活系ごみの資源化率(注10)が全国と比べて低いことから全国平均の19.9%を大きく下回っています。

再生利用率の推移



生活系ごみの資源化率の全国との比較

| 年度 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全国 | 15.0% | 15.2% | 15.4% | 15.4% | 15.2% | 15.4% | 15.3% | 15.3% | 15.1% | 15.0% | 14.9% |
| 本県 | 12.0% | 13.3% | 12.7% | 13.1% | 13.2% | 12.9% | 12.6% | 12.0% | 11.6% | 12.2% | 12.4% |

(注8) 再生利用率

$$\text{資源化量} / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$$

(注9) 溶融スラグ

焼却灰などの廃棄物を約 1,300℃以上の高温で溶融し、これを空気中や水中で冷却固化したもの。建設資材等への利用が進められている。

(注10) 生活系ごみの資源化率

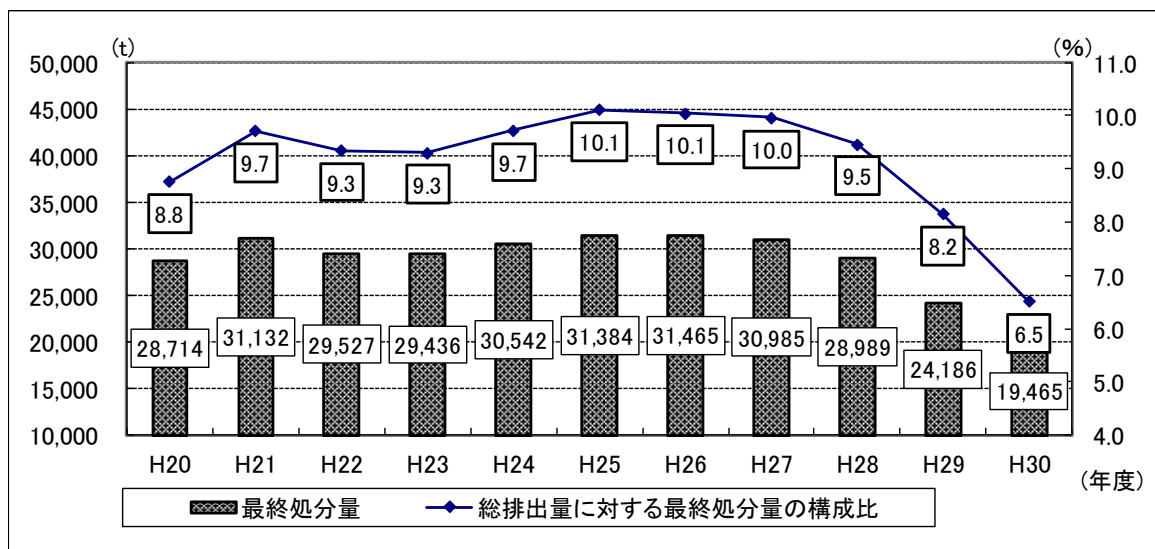
$$\text{資源ごみの量} / \text{生活系ごみの量} \times 100$$

③最終処分状況

最終処分量については、平成30年度は19千トンであり、平成25年度の31千トンに対し38.0%減少しています。総排出量に対する構成比も、大幅に減少しています。

これは、再生利用率の上昇要因と同様に甲府・峡東クリーンセンターの焼却灰を溶融スラグ化し、資源化されたことが主な要因です。

最終処分量の推移



④災害廃棄物の処理

非常災害(注11 以下「災害」という。)発生時に大量の災害廃棄物が発生する際には、円滑かつ適正な処理を行うとともに分別の徹底によりリサイクルできるものは可能な限りリサイクルする体制が必要です。

本県における近年の災害では平成26年2月に大雪による農業用施設等の被害により4千トンの災害廃棄物が発生しました。

(注11) 非常災害

主に自然災害を対象とし、地震、津波等に起因する被害が予防し難い程度に大きく、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害をいう。

(2) 課題

①発生抑制

総排出量は、平成30年度に299千トンとなり、平成25年度の310千トンと比較して3.6%減少しており、一般廃棄物全体では発生抑制が進んでいます。

しかし前計画では、令和2年度の総排出量を277千トンとして、平成25年度から10.6%削減させることを目標としていますが、観光客数の増加等の要因もあり、目標の達成は難しい状況であるため県民意識の醸成等、更なる発生抑制の取り組みを進めていく必要があります。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律の施行により、国民運動として食品ロスの削減が推進されることになり、県民1人1人が食品ロスを減らす取り組みがさらに重要になってきます。

さらに、プラスチック資源循環戦略に基づき、持続可能な資源への転換を進めることも重要になってきており、石油由来の使い捨てプラスチックから、再生可能な植物由来素材等を使った製品へ切り替える等の取り組みも必要です。

②再生利用

再生利用率は、平成30年度は17.0%であり、平成25年度の16.6%と比較して0.4ポイント増加しています。

前計画では、令和2年度の再生利用率を23.0%として、平成25年度から6.4ポイント増加させることを目標としていますが、資源ごみである集団回収量が想定より減少したことに加え、生活系ごみの資源化率が低下したことから、この目標の達成は難しい状況にあります。

また、全国の値である19.9%を下回り推移していることから、再生利用率の向上のための取り組みを進めていく必要があります。

③最終処分

最終処分量は、平成30年度には19千トンであり、平成25年度の31千トンと比較して38.0%減少しています。

前計画では、令和2年度の最終処分量は23千トンとして、平成25年度から25.8%減少させることを目標としていますが、甲府・峡東クリーンセンターで焼却灰を溶融スラグ化し再生利用したことにより、最終処分量が大幅に減少したため、その目標を達成するペースで推移しています。

④災害廃棄物の処理

災害が発生した時における公衆衛生の悪化の防止、生活環境保全の観点から災害廃棄物は、適正に処理することが不可欠であるとともに、復旧・復興を妨げることがないように円滑かつ迅速に処理することが重要です。このため、災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理を実施できるよう、平常時、応急対応時、復旧・復興時の対応について具体的に定め、今後も起こりうる災害に予め備えることが必要です。

1-2 一般廃棄物（し尿）の現状

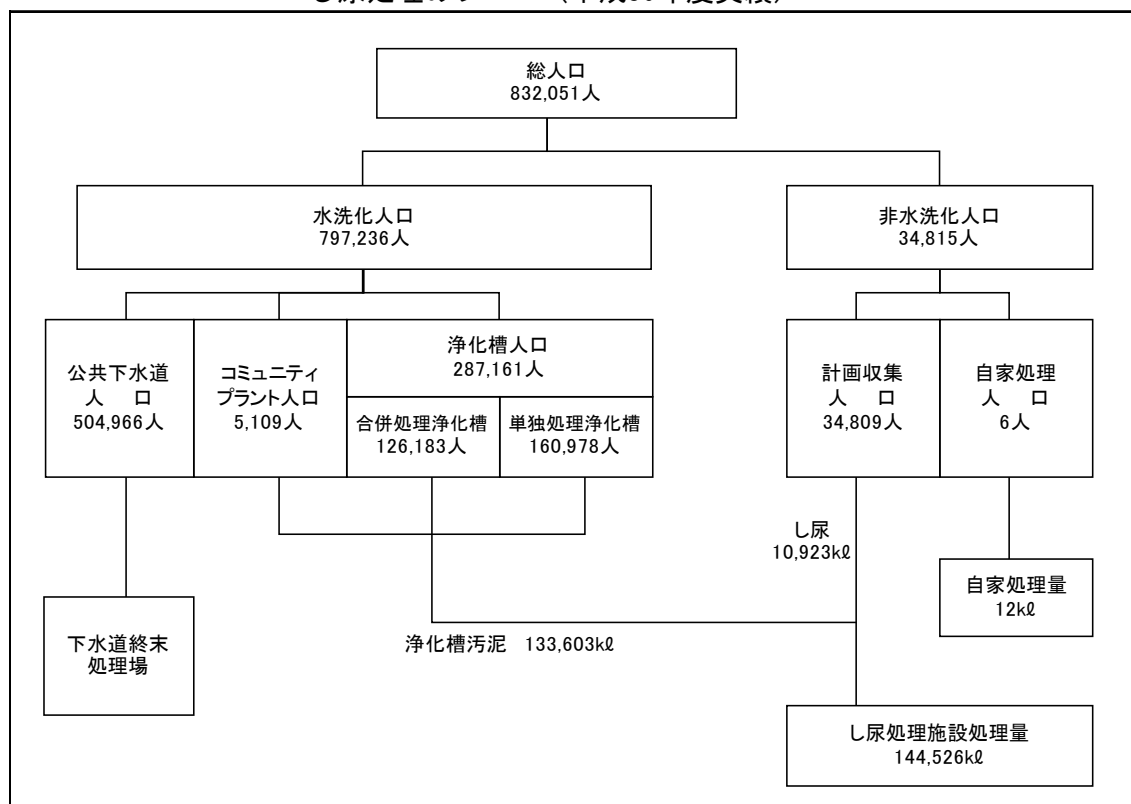
(1) 現状

①し尿処理の状況

平成30年度の水洗化人口は797,236人であり、総人口の95.8%を占めています。水洗化人口の内訳は、公共下水道人口(注12)が504,966人、コミュニティプラント人口(注13)が5,109人、合併処理浄化槽人口(注14)が126,183人、単独処理浄化槽人口が160,978人となっています。

非水洗化人口は34,815人であり、総人口の4.2%となっています。

し尿処理のフロー（平成30年度実績）



(2) 課題

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を更にすすめるとともに、今後より効率的な汚水処理のため、市町村をまたいだ排水処理施設の広域化・共同化について検討していく必要があります。

(注12) 公共下水道人口
県が管理する流域下水道、市町村が管理する公共下水道を利用する人口

(注13) コミュニティプラント人口
市町村がし尿、生活排水等を集散的に処理する施設を利用する人口

(注14) 合併処理浄化槽人口
し尿とその他の生活排水を合わせて処理する浄化槽を利用する人口
(農業集落排水施設を含む)

2 産業廃棄物の現状と課題

(1) 現 状

①総排出量等

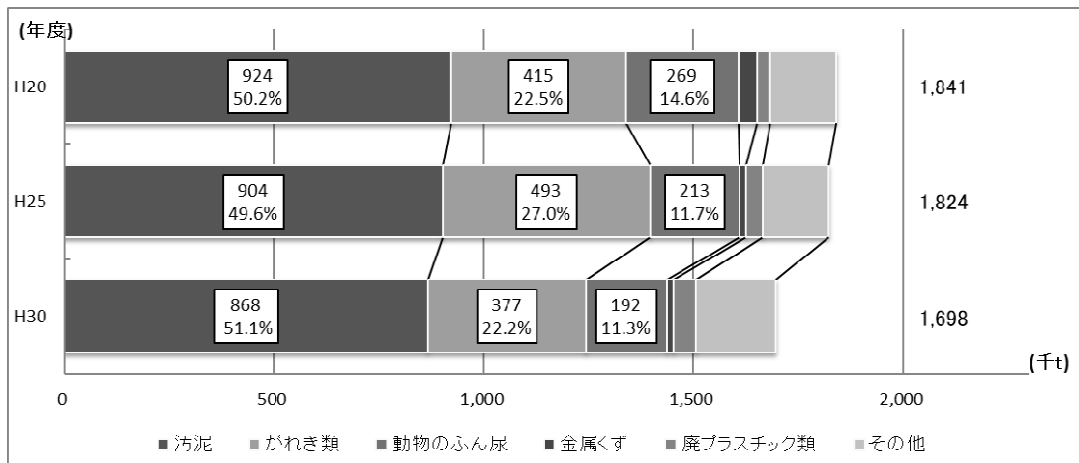
ア 総排出量

令和元年度に実施した山梨県産業廃棄物実態調査(平成30年度実績)の結果によると、総排出量は1,698千トンであり、平成25年度の1,824千トンと比較すると6.9%減少しています。産業廃棄物の排出量は、経済状況等の社会情勢に大きく影響を受けますが、多量排出事業者による産業廃棄物減量等の計画の作成・実施など、各事業所においても産業廃棄物の排出抑制への取り組みがなされています。

イ 種類別総排出量

総排出量を種類別にみると、汚泥が868千トン(総排出量の51.1%)で最も多く、以下がれき類、動物のふん尿、ガラス陶磁器くずとなっています。平成25年度と比較すると、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類等は増加しており、その他は減少し、特にがれき類は約24%減少しています。

種類別総排出量の推移



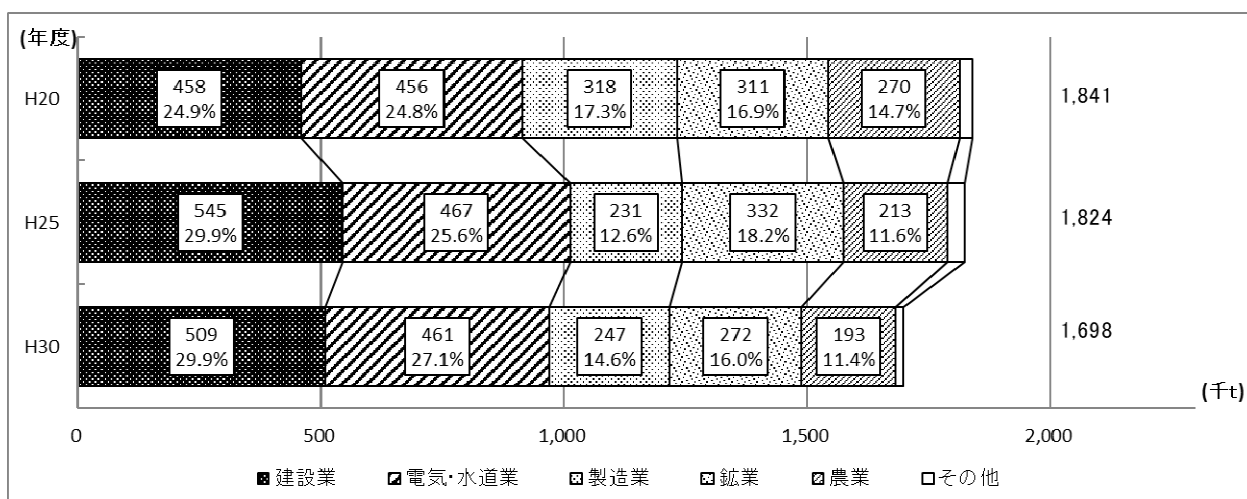
種類別総排出量の状況

| | | H25 | | H30 | |
|--------|-----------------|-------|----------|-------|----------|
| 総 | 排 出 量 | 1,824 | (100.0%) | 1,698 | (100.0%) |
| 内 訳 | 汚 泥 | 904 | (49.6%) | 868 | (51.1%) |
| | が れ き 類 | 493 | (27.0%) | 377 | (22.2%) |
| | 動 物 の ふ ん 尿 | 213 | (11.7%) | 192 | (11.3%) |
| | 金 属 く ず | 16 | (0.9%) | 16 | (0.9%) |
| | 廃 プ ラ ス チ ッ ク 類 | 39 | (2.1%) | 53 | (3.1%) |
| | 廃 油 | 17 | (0.9%) | 11 | (0.6%) |
| | 木 く ず | 44 | (2.4%) | 43 | (2.5%) |
| | 動 植 物 性 残 渣 | 27 | (1.5%) | 26 | (1.5%) |
| | ガ ラ ス 陶 磁 器 く ず | 31 | (1.7%) | 83 | (4.9%) |
| | 廃 酸 | 12 | (0.7%) | 7 | (0.4%) |
| | 紙 く ず | 6 | (0.3%) | 2 | (0.1%) |
| | 鋳 さ い | 11 | (0.6%) | 5 | (0.3%) |
| | そ の 他 | 11 | (0.6%) | 15 | (0.9%) |

ウ 業種別総排出量

業種別による総排出量は、建設業が509千トン(総排出量の29.9%)で最も多く、以下、電気・水道業、鉱業、製造業となっています。平成25年度と比較すると、製造業で約7%排出量が増加した一方、鉱業で約18%、農業で約9%減少しています。

業種別総排出量の推移



業種別総排出量の状況

| | (千t) | |
|--------|-------|-------|
| | H25 | H30 |
| 総排出量 | 1,824 | 1,698 |
| 建設業 | 545 | 509 |
| 電気・水道業 | 467 | 461 |
| 製造業 | 231 | 247 |
| 鉱業 | 332 | 272 |
| 農業 | 213 | 193 |
| その他 | 36 | 16 |

③再生利用

ア 種類別再生利用

平成30年度の再生利用量は1,040千トンであり、平成25年度の1,006千トンから3.4%増加しました。

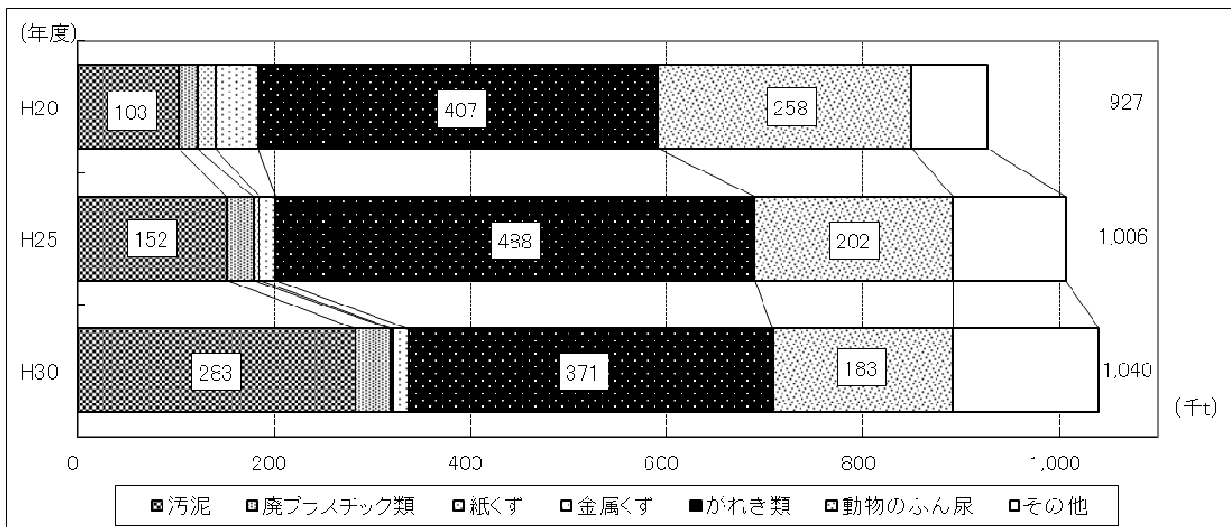
また、平成30年度の再生利用率は61.2%となっており、平成25年度の55.2%から6.0ポイント増加しました。

紙くず、金属くず、がれき類、動物のふん尿は、ほぼ100%の再生利用率となっています。

種類別再生利用量(率)の内訳

| (千t) | | | | | | | | |
|---------|---------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|
| | 汚泥 | 廃プラスチック類 | 紙くず | 金属くず | がれき類 | 動物のふん尿 | その他 | 計 |
| 排出量 | 868 | 53 | 2 | 16 | 377 | 192 | 190 | 1,698 |
| 再生利用量 | 283 | 36 | 2 | 16 | 371 | 183 | 149 | 1,040 |
| (再生利用率) | (32.6%) | (67.9%) | (100.0%) | (100.0%) | (98.4%) | (95.3%) | (78.4%) | (61.2%) |

種類別再生利用量の推移



種類別再生利用量(率)の状況

| | (千t) | | | |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| | H25 | | H30 | |
| | 再生利用量 | 再生利用率 | 再生利用量 | 再生利用率 |
| 汚泥 | 152 | 16.8 | 283 | 32.6 |
| 廃プラスチック類 | 27 | 71.1 | 36 | 67.9 |
| 紙くず | 6 | 100.0 | 2 | 100.0 |
| 金属くず | 16 | 100.0 | 16 | 100.0 |
| がれき類 | 488 | 99.0 | 371 | 98.4 |
| 動物のふん尿 | 202 | 100.0 | 183 | 95.3 |
| その他 | 115 | 69.7 | 149 | 78.4 |
| 合計 | 1006 | 55.2 | 1040 | 61.2 |

イ 業種別再生利用量

業種別の再生利用量は、建設業が480千トンと最も多く、以下、鉱業、農業となっています。

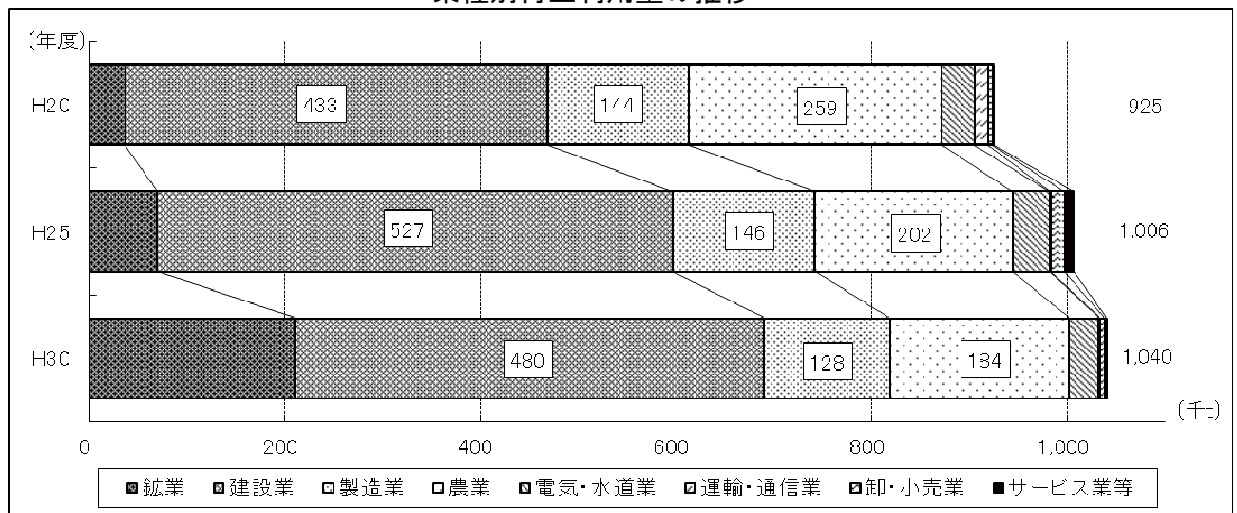
建設業の再生利用率は、建設リサイクル法の浸透により高水準で推移しています。農業は、排出量の大部分を占める家畜ふん尿の大部分が堆肥化されるため再生利用率は高くなっています。鉱業、上下水道業からの排出は大部分が汚泥であり、減量後、ほぼ全量が再生利用されます。

平成25年度と比較すると、再生利用量・率ともに鉱業では増加し、建設業、製造業、電気・水道業、サービス業等では減少しました。

業種別再生利用量(率)の内訳

| | 鉱業 | 建設業 | 製造業 | 農業 | 電気・水道業 | 運輸・通信業 | 卸・小売業 | サービス業等 | 計 |
|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|----------|---------|---------|
| 排出量 | 272 | 509 | 247 | 193 | 461 | 2 | 5 | 9 | 1,698 |
| 再生利用量 | 210 | 480 | 128 | 184 | 30 | 1 | 5 | 2 | 1,040 |
| (再生利用率) | (77.2%) | (94.3%) | (51.8%) | (95.3%) | (6.5%) | (50.0%) | (100.0%) | (22.2%) | (61.2%) |

業種別再生利用量の推移



業種別再生利用量(率)の状況

| | H25 | | H30 | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 再生利用量 | 再生利用率 | 再生利用量 | 再生利用率 |
| 鉱業 | 69 | 20.8 | 210 | 77.2 |
| 建設業 | 527 | 96.7 | 480 | 94.3 |
| 製造業 | 146 | 63.2 | 128 | 51.8 |
| 農業 | 202 | 94.8 | 184 | 95.3 |
| 電気・水道業 | 38 | 8.1 | 30 | 6.5 |
| 運輸・通信業 | 1 | 50.0 | 1 | 50.0 |
| 卸・小売業 | 14 | 77.8 | 5 | 100.0 |
| サービス業等 | 9 | 56.3 | 2 | 22.2 |
| 合計 | 1,006 | 55.2 | 1,040 | 61.2 |

④最終処分量

ア 種類別最終処分量

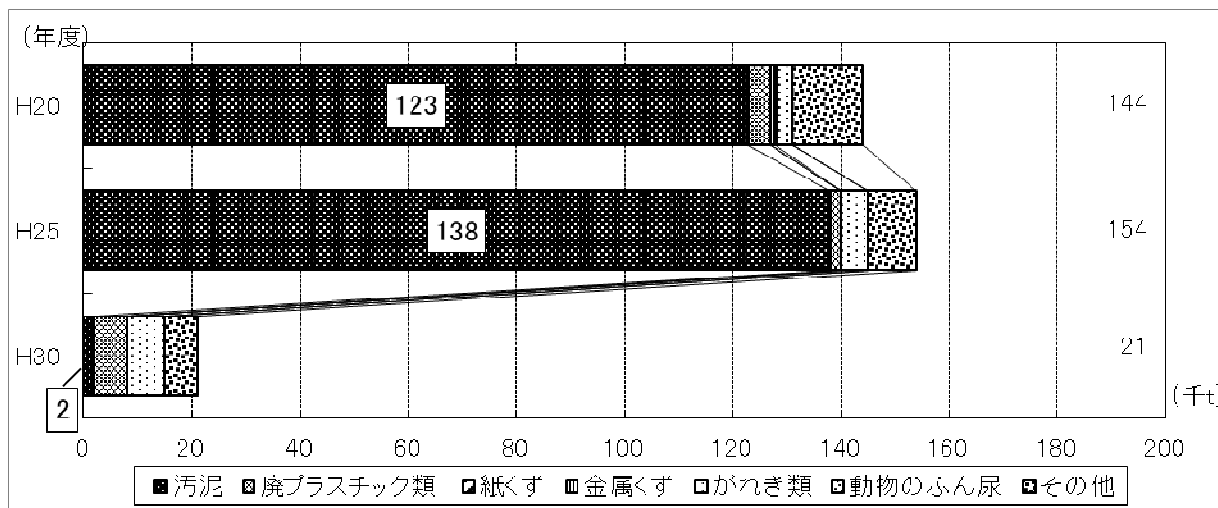
種類別の最終処分量は、がれき類が7千トンで最も多く、以下、廃プラスチック類6千トン、汚泥2千トンとなっています。

また、平成25年度と比較すると、汚泥が138千トンから2千トンへ大きく減少しています。これは鉱業に分類される砂利採取業者において、汚泥の自ら利用をするケースが拡大したことによるものと推測しています。

種類別最終処分量(率)の内訳

| | 汚泥 | 廃プラスチック類 | 紙くず | 金属くず | がれき類 | 動物のふん尿 | その他 | 計 |
|------------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 排出量 | 868 | 53 | 2 | 16 | 377 | 192 | 190 | 1,698 |
| 最終処分量 (最終処分率) | 2 (0.2%) | 6 (11.3%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 7 (1.9%) | 0 (0.0%) | 6 (3.2%) | 21 (1.2%) |

種類別最終処分量の推移



種類別最終処分量の状況

| | H25 | | H30 | |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | うち委託 最終処分量 | うち委託 最終処分量 | うち委託 最終処分量 | うち委託 最終処分量 |
| 汚 泥 | 138 | 5 | 2 | 2 |
| 廃 プ ラ ス チ ッ ク 類 | 2 | 2 | 6 | 6 |
| 紙 く ず | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金 属 く ず | 0 | 0 | 0 | 0 |
| が れ き 類 | 5 | 5 | 7 | 7 |
| 動 物 の ふ ん 尿 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| そ の 他 | 9 | 6 | 6 | 6 |
| 合 計 | 154 | 18 | 21 | 21 |

イ 業種別最終処分量

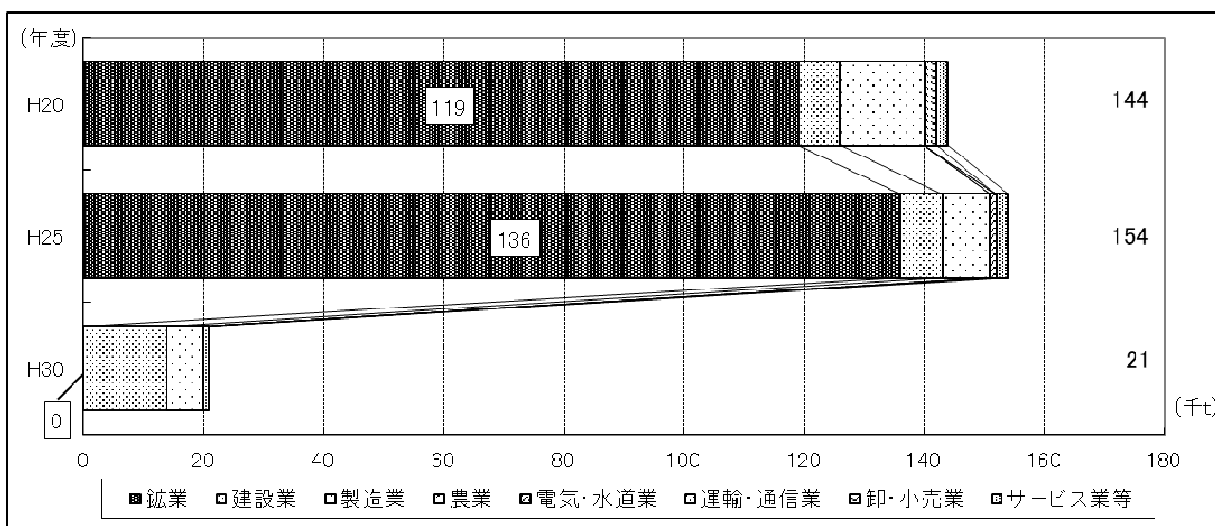
業種別の最終処分量は、建設業が14千トンで最も多く、以下、製造業6千トン、サービス業等1千トンとなっています。

また、平成25年度と比較すると、鉱業が136千トンから0千トンへ大きく減少しています。これは砂利採取業者において、汚泥の自ら利用をするケースが拡大したことによるものと推測しています。

業種別最終処分量(率)の内訳

| | 鉱業 | 建設業 | 製造業 | 農業 | 電気・水道業 | 運輸・通信業 | 卸・小売業 | サービス業等 | 計 |
|-------------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 排出量 | 272 | 509 | 247 | 193 | 461 | 2 | 5 | 9 | 1,698 |
| 最終処分量 (最終処分量率) | 0 (0.0%) | 14 (2.8%) | 6 (2.4%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 1 (11.1%) | 21 (1.2%) |

業種別最終処分量の推移



業種別最終処分量の状況

| | H25 | | H30 | |
|--------|-------|-----------|-------|-----------|
| | 最終処分量 | うち委託最終処分量 | 最終処分量 | うち委託最終処分量 |
| 鉱業 | 136 | 0 | 0 | 0 |
| 建設業 | 7 | 7 | 14 | 14 |
| 製造業 | 8 | 8 | 6 | 6 |
| 農業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 電気・水道業 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 運輸・通信業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 卸・小売業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| サービス業等 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 合計 | 154 | 18 | 21 | 21 |

(2) 課題

①発生抑制

総排出量は、平成30年度は1,698千トンであり、平成25年度の1,824千トンと比較すると126千トンの減少となり、前計画の目標値(令和2年度排出量:1,842千トン)を達成するペースで推移しています。

しかし産業廃棄物は、経済状況等の社会的要因により排出量が大きく左右されることから、その状況を注視しつつ、再生利用、適正処理等とあわせ、環境への負担の低減のため引き続き発生抑制に向けて取り組むことが必要です。

②再生利用・最終処分

再生利用率は、平成30年度は61.2%であり平成25年度の55.2%から6.0ポイント増加し、最終処分量についても、平成30年度は21千トンであり、平成25年度の154千トンと比較すると133千トンの減少となり、いずれも前計画の目標値(令和2年度再生利用率:56%、令和2年度最終処量:153千トン)を達成するペースで推移しています。

このため、発生抑制と同様に経済状況等を注視しつつ、再生利用等に関する取り組みを継続する必要があります。

③適正処理

排出業者に対しては、産業廃棄物の適正処理が確保されるよう排出者責任の原則の周知・徹底を改めて図るとともに、優良な処理業者の利用を促進する必要があります。

処理業者については、業界全体の資質の向上を図り優良な業者が数多く確保できるよう育成に努める必要があります。

④有害廃棄物対策

アスベスト廃棄物は、主に老朽化した建物の建て替えに伴う解体現場から排出されており、今後も継続的な取り組みが必要となります。

また、高濃度 PCB 廃棄物のうちトランス等の処分期限が令和4年3月末であるなど、各種 PCB 廃棄物の処分期限が順次迫っていることから、未処理・未届出の PCB 廃棄物や使用中の PCB 使用機器を含め、確実な期限内処理にむけ、更なる取り組みが必要となります。

3 廃棄物不法投棄の現状と課題

(1) 現状

不法投棄新規箇所は、近年は減少傾向にありましたが、小規模投棄が増えたことから令和元年度は増加しました。その内訳は、テレビや布団などの一般廃棄物が793箇所、建設廃材などの産業廃棄物が77箇所と大半は家庭の一般廃棄物が占めています。

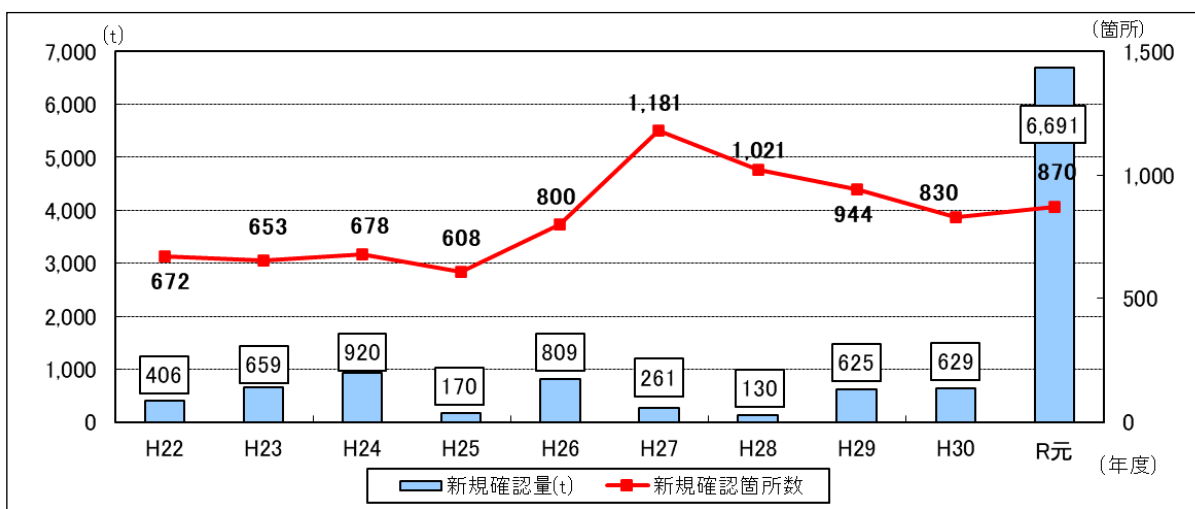
不法投棄の新規確認量(注15)は、各年度でばらつきがあり、令和元年度の不法投棄量は前年度を大幅に上回っていますが、これは大規模案件の影響によるものであり既に撤去しています。

不法投棄新規確認箇所数と新規確認量

| | 新規確認箇所数 | | 新規確認量(t) | | | |
|--------|---------|-------|----------|-------|-----|-------|
| | 一般廃棄物 | 産業廃棄物 | 一般廃棄物 | 産業廃棄物 | | |
| 平成22年度 | 672 | 596 | 76 | 406 | 119 | 287 |
| 平成23年度 | 653 | 580 | 73 | 659 | 105 | 554 |
| 平成24年度 | 678 | 599 | 79 | 920 | 43 | 877 |
| 平成25年度 | 608 | 562 | 46 | 170 | 44 | 126 |
| 平成26年度 | 800 | 756 | 44 | 809 | 57 | 752 |
| 平成27年度 | 1,181 | 1,136 | 45 | 261 | 151 | 110 |
| 平成28年度 | 1,021 | 951 | 70 | 130 | 96 | 33 |
| 平成29年度 | 944 | 880 | 64 | 625 | 48 | 577 |
| 平成30年度 | 830 | 755 | 75 | 629 | 31 | 598 |
| 令和元年度 | 870 | 793 | 77 | 6,691 | 33 | 6,658 |

※新規確認量は、四捨五入で計算して表記していることから、合計値が合わない場合がある。

不法投棄新規確認箇所数と新規確認量の推移



(注15) 新規確認量

年度内に新たに確認された廃棄物の投棄量

以前から確認されていた場所の投棄量が増加した場合は、量のみ加算

(2) 課題

不法投棄については、県警、市町村など関係機関との連携を図る中で、不法投棄事案への迅速な対応、監視パトロールなどへの積極的な取り組み、廃棄物対策連絡協議会が行う廃棄物の撤去等への支援などを行ってきたところですが、依然として後を絶たない状況です。

不法投棄の行為者を特定し現状回復を進めるためには、早期発見・早期対応が重要なため、県民も含めた不法投棄等の監視体制の強化、不法投棄防止や適正処理に向けた啓発など、引き続き不法投棄対策を推進していく必要があります。

また、悪質な不法投棄事案については、廃棄物処理法に基づく行政処分や刑事告発など、厳しい措置を講じていく必要があります。

不法投棄の推移（県計）

（投棄量単位：トン）

| 区分 | H28 | H29 | | H30 | | R元 | |
|------------|-------|-------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|
| | (t) | (t) | 前年度比/ 構成比 | (t) | 前年度比/ 構成比 | (t) | 前年度比/ 構成比 |
| 新規確認量 | 130 | 625 | 480.8 | 629 | 100.6 | 6,691 | 1063.8 |
| 中北 | 27 | 29 | 4.6 | 566 | 90.0 | 26 | 0.4 |
| 峡東 | 12 | 37 | 5.9 | 31 | 4.8 | 8 | 0.1 |
| 峡南 | 20 | 13 | 2.0 | 9 | 1.4 | 6,231 | 93.1 |
| 富士・東部 | 71 | 547 | 87.6 | 23 | 3.7 | 426 | 6.4 |
| 新規確認箇所数 | 1,021 | 944 | 92.5 | 830 | 87.9 | 870 | 104.8 |
| 中北 | 247 | 228 | 24.2 | 209 | 25.2 | 235 | 27.0 |
| 峡東 | 346 | 330 | 35.0 | 335 | 40.4 | 280 | 32.2 |
| 峡南 | 177 | 149 | 15.8 | 94 | 11.3 | 96 | 11.0 |
| 富士・東部 | 251 | 237 | 25.1 | 192 | 23.1 | 259 | 29.8 |
| 撤去量 | 180 | 582 | 323.3 | 589 | 101.2 | 6,637 | 1126.8 |
| 中北 | 43 | 25 | 4.3 | 553 | 93.9 | 13 | 0.2 |
| 峡東 | 19 | 17 | 2.9 | 8 | 1.4 | 8 | 0.1 |
| 峡南 | 37 | 5 | 0.9 | 10 | 1.7 | 6,231 | 93.9 |
| 富士・東部 | 82 | 535 | 91.9 | 18 | 3.1 | 385 | 5.8 |
| 撤去箇所数 | 866 | 735 | 84.9 | 758 | 103.1 | 718 | 94.7 |
| 中北 | 244 | 205 | 27.9 | 193 | 25.5 | 156 | 21.7 |
| 峡東 | 329 | 289 | 39.3 | 265 | 35.0 | 290 | 40.4 |
| 峡南 | 109 | 73 | 9.9 | 134 | 17.7 | 87 | 12.1 |
| 富士・東部 | 184 | 168 | 22.9 | 166 | 21.9 | 185 | 25.8 |
| 投棄量(年度末残量) | 370 | 413 | 111.6 | 453 | 109.7 | 507 | 112.0 |
| 中北 | 23 | 27 | 6.5 | 40 | 8.8 | 53 | 10.4 |
| 峡東 | 29 | 48 | 11.6 | 70 | 15.6 | 71 | 14.0 |
| 峡南 | 63 | 70 | 17.0 | 69 | 15.2 | 69 | 13.6 |
| 富士・東部 | 256 | 269 | 65.2 | 274 | 60.4 | 314 | 62.0 |
| 投棄箇所(年度末) | 1,042 | 1,251 | 120.1 | 1,323 | 105.8 | 1,475 | 111.5 |
| 中北 | 53 | 76 | 6.1 | 92 | 7.0 | 171 | 11.6 |
| 峡東 | 203 | 244 | 19.5 | 314 | 23.7 | 304 | 20.6 |
| 峡南 | 438 | 514 | 41.1 | 474 | 35.8 | 483 | 32.8 |
| 富士・東部 | 348 | 417 | 33.3 | 443 | 33.5 | 517 | 35.0 |

※「前年度比/構成比」欄は、事務所合計の行が前年度比、事務所の行は構成比

※投棄量及び撤去量については、四捨五入で計算して表記していることから、

合計値が合わない場合がある